

定期保険特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 保険金の支払
- 第4条 保険金を支払わない場合

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第5条 総則
- 第6条 中途付加された特約の責任開始期
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 特約の更新
- 第9条 普通保険約款の規定の適用

定期保険特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の告知義務に関する規定にもとづき、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

第2編 この特約の保険給付に関する規定

(保険金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款の保険金等の支払に関する規定に定める「支払事由」とは、第2項各号の保険金ごとにそれぞれ当該各号に定める支払事由をいい、会社は、これらの支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、保険金を支払います。

2 この特約の保険金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約 保険金額	普通保険約款に定める死亡給付受取人
(2)	高度障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始【備考1】期以後の原因によって高度障害状態（別表2）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考1】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考1】期以後の傷害または疾病【備考2】を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	特約 保険金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。

【備考3】この特約の締結の際

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

- 3 死亡保険金および高度障害保険金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。
- 4 死亡保険金および高度障害保険金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 被保険者が生死不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、死亡保険金を支払います。
 - (2) 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、会社が、この特約の締結の際^{【備考3】}に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (3) この特約の保険期間満了の日に、高度障害状態（別表2）のうち回復の見込がないことが明らかでないために高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。
 - (4) 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。

（保険金を支払わない場合）

第4条 前条第2項各号に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の保険金を支払いません。

号	保険金の免責事由	
(1)	死亡保険金を支払わない場合	次のいずれかにより被保険者が死亡保険金の支払事由に該当したとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} の日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺 イ. 契約者または死亡給付受取人の故意 ウ. 戦争その他の変乱
(2)	高度障害保険金を支払わない場合	次のいずれかにより被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。 ア. 被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の故意 ウ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意 エ. 被保険者の犯罪行為 オ. 戦争その他の変乱

- 2 被保険者が死亡給付受取人の故意によって死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の死亡給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金^{【備考2】}を契約者に支払います。被保険者が傷害疾病給付受取人の故意によって高度障害保険金の支払事由に該当した場合も同様とします。
- 3 被保険者が戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 4 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、この特約の責任準備金^{【備考2】}を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 5 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、前項の場合に準用します。

第4条 備考

【備考1】 責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】 責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

第5条 第2編（この特約の保険給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。

(中途付加された特約の責任開始期)

第6条 普通保険約款の会社の責任開始期に関する規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約の消滅)

第7条 第3条（保険金の支払）の高度障害保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態（別表2）に該当した時にさかのぼって消滅します。

(特約の更新)

第8条 この特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、この特約（保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限り）は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。

- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
 - (2) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。
 - (3) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の保険期間を被保険者の年齢が80歳に到達する契約応当日の前日まで短縮して更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- 4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。
 - (2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません。
- 6 前項の保険料がその猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- 7 この特約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約について、第3条（保険金の支払）および第4条（保険金を支払わない場合）の規定、この特約とあわせて付加されている特約の保険料の払込免除の規定ならびに普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (3) 会社は、契約者に対して新たな保険証券は発行しません。
- 8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の保険金額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに会社に申し出てください。

- 9 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号および第2号の規定に該当しない場合には、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- 10 この特約が付加された保険契約において指定年齢が指定されている場合には、第1項および第2項の規定中、「80歳」とあるのを「指定年齢」と読み替えます。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

別表につきましては、273ページをご参照ください。